

元大山経第182号
令和元年8月22日

大山崎町廃棄物減量等推進審議会
会長 山川 肇 様

大山崎町長 前川 光

ごみ減量施策について（諮問）

大山崎町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第23条の規定により、次の事項について諮問します。

1 諮問事項

ごみ減量を推進するためのごみ分別の促進について

2 諮問理由

本町では、一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ減量に努めているところです。家庭系ごみについては、町民の皆様のご協力により着実に減量が進んでおり、町としての一定の目標は達成し、府や国などの目標値についても近づいています。しかし、事業系ごみについては、ここ数年については微減あるいは横ばいの傾向となっているものの、基本計画策定時と比較すると、大きく増えております。

一方、家庭からのごみの出し方においては、燃えるごみに資源ごみ等が混入していたり、収集していない日や時間帯に資源ごみが排出されたりするなど、ごみ出しのマナーについてはまだ改善の余地があります。また、燃えるごみの一定の割合を紙ごみ等が占めており、分別を進めることで減量の余地があります。ごみ出しのマナー改善や分別の促進には、ごみ減量への動機づけにつながる具体的なしくみづくりが課題であります。また、古紙回収については、地域の子ども会等の活動により、集団回収がすすんでいるところですが、町内全域には行き渡っておりません。なお、全国的な動向としては、令和元年5月に「食品ロス削減推進法」の設立や、レジ袋を使う際の有料化が義務づけられることが環境省で検討され、ごみ減量に向けた取組みが進んでおります。

5年、10年後のあるべき姿を思い浮かべ、廃棄物減量のため、家庭でできること、事業所（排出事業者、収集運搬事業者）ができること、そして、町にできることを考えますと、分別の促進により課題の多くを解決できると考えます。

以上をふまえ、ごみの分別の促進にかかるごみ減量施策についてご審議賜りたく、諮問いたします。